

1. 計画趣旨・必要性

現行計画が令和8年度で終了することから、介護保険給付の安定的な実施と、高齢期になっても地域のつながりの中で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるため、次期計画（R9-11）を策定する
必要な介護サービス量、事業量を算定し、3年に1度介護保険料を見直すもの

2. 計画の構成

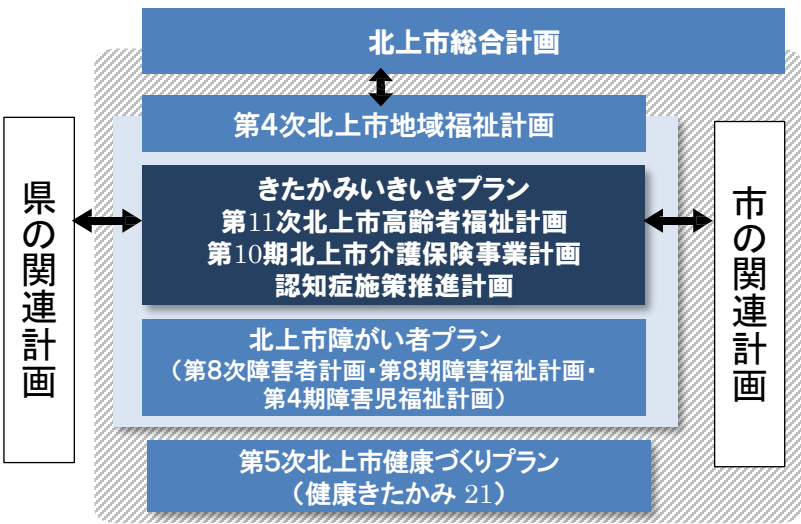
次の3つの計画を一体的に策定する

- ①**第11次 高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の8）義務**
老人福祉事業の量の目標を定める
（老人居宅生活支援事業（訪問介護・通所介護等）や老人福祉施設等の供給体制や事業量）
- ②**第10期 介護保険事業計画（介護保険法第117条）義務**
介護給付サービスの量、確保方策を定める
（介護給付、予防給付、地域支援事業（介護予防）の適切供給、地域包括ケア体制及び介護保険料）
- ③**★新規 認知症施策推進計画（認知症基本法第13条）努力義務**
認知症施策の新たな展開
普及啓発や認知症バリアフリーなど
※北上市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会要綱を改正

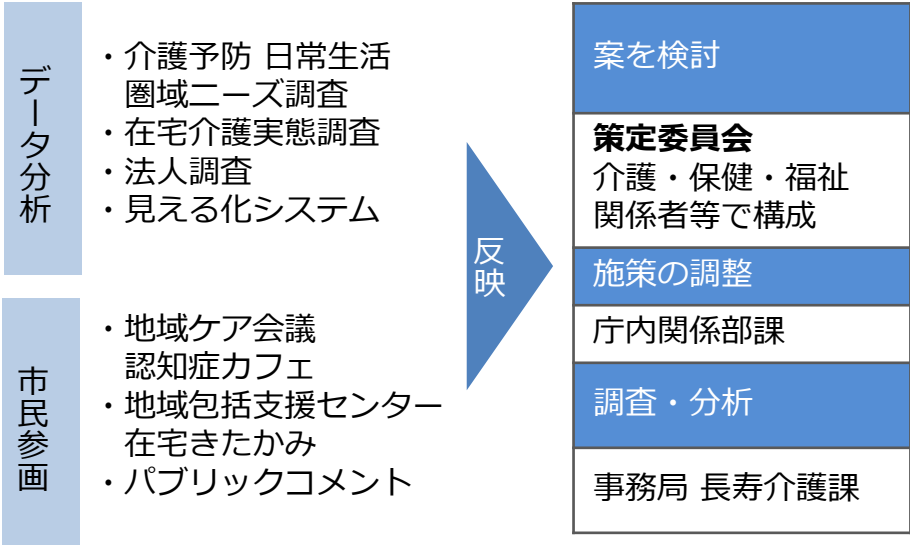
3. 計画期間

令和9年度～令和11年度の3年間

4. 計画の位置づけ



5. 策定体制





6. 北上市の現状と課題

現 状

- ①北上市の高齢者数は25,907人 高齢化率 28.6% R7年9月末
2040年には高齢者数(28,281人)、高齢化率(33%)と増加見込
- ②介護認定率は17.8%(全国20.1%、岩手県20.0%) R7介護保険事業報告
県内では滝沢市(17.1%)に次ぎ低認定率
全国的な右肩上がりの中、横ばいを維持。
いきいき体操などの地域活動における介護予防の効果
- ③ひとり暮らし高齢者率は年々増加(6,390人 14.9%) R7年9月末
一人暮らしの高齢者数、割合は増加傾向(R2：9.3%) (1人暮らし/総世帯)
在宅介護における認知症への不安が大きい (R7ニーズ調査回答より)
認知症高齢者が増加見込 R7 (2025) 3,367人→R22 (2040) 4,214人

課 題

- ① 介護サービスの需要増とサービス担い手減少
- ② 福祉サービスのほか、介護予防など地域で高齢者を支える
仕組みが必要
- ③ 認知症の高齢者の増加に対する対応の不足
それに伴う不安の高まり、理解不足

7. 策定方針

基本方針 -目指す方向-

2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化による
地域共生社会の実現

85歳以上の医療・介護ニーズを抱えた高齢者が増加する2040年を見据えた
中長期的な施策の展開を図る

ポイント

国の社会保障審議会介護保険部会の結果を踏まえながら策定を進める

基本目標

- ①地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした
地域共生社会づくり
- ②介護と医療の複合ニーズを抱える高齢者の増加・認知症高齢者、
独居の高齢者の増加への対応
- ③福祉サービスの連携に加え、介護や福祉以外の地域資源との連携

8. 策定スケジュール 下線部は保険料算定に係る作業

～3月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、 法人調査、国基本指針案発出
5月	庁議（策定方針の決定）
6～7月	現行計画の評価・分析、国の策定指針発出
7/9	計画策定委員会① ★本日
8～11月	介護サービス見込量推計、介護保険料単価算定、 <u>三役協議（中間報告）</u> 、計画骨子案作成
12月	計画策定委員会②
1月	議会全員協議会、 <u>パブリックコメント</u> 、 <u>計画策定委員会③</u> 、 <u>庁議</u>
2月	市議会に介護保険条例改正を提案